（特許法等関係手数料令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行前にした特許出願（この政令の施行後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりこの政令の施行前にしたものとみなされるものを除く。）に係る手数料については、第二条の規定による改正後の特許法等関係手数料令第一条第二項の表第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　吉川　貴盛

○政治資金適正化委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成三十一年一月八日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二一四五	土屋　東一	三〇、一二、一三	本人からの申請
二九九七	野村　富男	二九、九、一九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○財務省告示第二号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月八日　財務大臣　麻生　太郎

別表に次のように加える。

独立行政法人日本学生支援機構（神奈川県横浜市緑区長津田町四二五九番地）	官民協働海外留学支援制度大学全国コースに係る費用（平成三十一年度事業分）	平成三十一年一月八日から同年九月三十日まで

○厚生労働省告示第一号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十一年一月八日　厚生労働大臣　根本　匠

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～六十一　（略）	一～六十一　（略）
六十二　（二E）―N―（四―〔（三―クロロ―四―フルオロフエニル）アミノ〕―七―メトキシキナゾリン―六―イル）―四―（ピペリジン―一―イル）ブタ―二―エンアミド（別名ダコミチニブ）及びその製剤	（新設）
六十三・六十四　（略）	
六十五　N―｛（二S）―一―〔（四―｛（三―〔五―クロロ―二―フルオロ―三―（メタンスルホンアミド）フエニル〕―一―（プロパン―二―イル）―一H―ピラゾール―四―イル）ピリミジン―二―イル）アミノ〕プロパン―二―イル）カルバミン酸メチル（別名エンコラフエニブ）及びその製剤	
六十六～百五十二　（略）	
百五十三　五―〔（四―ブロモ―二―フルオロフエニル）アミノ〕―四―フルオロ―N―（二―ヒドロキシエトキシ）―一―メチル―一H―ベンズイミダゾール―六―カルボキサミド（別名ビニメチニブ）及びその製剤	
百五十四～百九十七　（略）	
百五十一～百九十四　（略）	

○農林水産省告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年一月八日　農林水産大臣　吉川　貴盛

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年一月八日　農林水産大臣　吉川　貴盛

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県都留市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告　示

○政治資金適正化委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成三十一年一月八日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録年月日
五五一一二	三〇、一二、一三	新美　智彬
五五一一三	三〇、一二、一三	林　裕之
五五一一四	三〇、一二、一三	伊藤亜由美
五五一一五	三〇、一二、一三	木戸真智子
五五一一六	三〇、一二、一三	松井　明美
五五一一七	三〇、一二、一三	安井　直樹
五五一一八	三〇、一二、一三	鴻田　敦